

○岡山市資源回収用物置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 資源の再利用及びごみの減量を図るため、資源回収用物置(以下「物置」という。)を設置しようとする団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「資源回収用物置」とは、岡山市資源回収推進団体報奨金交付要綱(昭和63年3月28日制定)第4条に定める登録団体が、同要綱第3条に定める資源化物を回収するために設置するものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象とする物置は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 資源回収の目的のみに使用するもの
- (2) 長期的に使用できると認められるもの
- (3) 物置を設置する土地の使用権を有するもの
- (4) 都市計画法(昭和48年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反しないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては補助の対象としない。

- (1) 住宅団地等の造成又は共同住宅の建設等に当たり、造成者又は建設者において物置の設置をすることとされているもの
- (2) 過去5年度の間、同一団体が岡山市資源回収用物置設置費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該物置の設置に要する費用(用地費その他名称のいかんを問わず用地取得に係る一切の経費を除く。)の額(100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

2 補助金の限度額は、150,000円とする。

(補助金等交付申請書添付書類)

第5条 規則第5条第1項第1号の規定により、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)が補助金等交付申請書に添付しなければならない事業計画書は、資源回収用物置設置費補助事業計画書(様式第1号)とする。

2 申請者は、前項並びに規則第5条第1項第2号並びに第5号に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を補助金等交付申請書に添付しなければならない。

- (1) 位置図, 敷地関係図, 平面図及び立面図
- (2) 工事見積書又は経費見積書
- (3) 物置を設置する土地についての使用权を証する書類
- (4) 都市計画法, 建築基準法等の手続きを要する場合は、その手続きを済ませたことを証する書類の写し

3 規則第5条第1項第3号並びに第4号に規定する書類は、規則第5条第2項の規定により添付を要さないものとする。

(実績報告)

第6条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収書の写し, またはこれに類する書類
- (2) 物置の完成写真

(維持管理)

第7条 補助事業者及びこの要綱による補助金の交付を受けて整備した物置の利用者は、常にその清潔を保持し、及び整備を行う等適切な維持管理を行い、他団体の範となるよう努めなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。